

自治基本条例第 39 条に定める
見直しに係る項目と内容

答 申 書 （正副委員長たたき案）

平成 25 年 3 月

熊本市自治推進委員会

平成25年3月 日

熊本市長 幸山政史様

熊本市自治推進委員会
委員長 上野真也

自治基本条例第39条に定める見直しに係る項目と内容について

熊本市自治基本条例第39条に定める見直しに係る項目と内容について、市長の諮問に基づき、当委員会において慎重に協議した結果、下記のとおり答申します。

記

はじめに

平成22年4月に熊本市自治基本条例が施行され、およそ3年が経とうとしている。この自治基本条例に基づき、自主自立のまちづくりに向け、行政や市民においては、参画と協働の取り組みが積み重ねられているところであるが、今後も条例の根底に流れる理念は変わることはない。

このおよそ3年間では、平成24年4月に政令指定都市が誕生し、区役所体制、区ごとのまちづくりが進められることとなった。この区役所体制、区ごとのまちづくりには、①区民の声を今まで以上に市政・まちづくりに反映されること、②市民活動の必要性が明確になり、自主的な活動が活発化していくといったメリットがあり、そのことにより住民自治が推進、さらには独創的で魅力あるまちが発展していくことが期待される。これまで自治基本条例の理念に基づき、全市的にまちづくりの施策が展開されてきたが、それぞれの区においても、区民が参画・協働しやすい環境、区民のネットワークが多様に広がる環境を整え、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を醸成していくように、本条例も変化していかなければならない。

今回の協議では、現行条例を尊重しつつ、このような社会情勢の変化に合わせ、自治基本条例の見直しが必要かどうかを検討した。ただ、本条例に規定される個性豊かで活力に満ちた社会を実現していくためには、今回の協議だけではなく、今後も市民と行政や市民と市民団体など多様な地域主体間で参画と協働の実践を積み重ねていくことが必要であろう。

【政令指定都市移行に伴う見直しに係る項目と内容】

(1) 区ごとのまちづくり

区役所を拠点として、地域の独自性を生かしたまちづくりを柔軟に推進していくことを明記すること。

【内容】

- ・ 区役所体制のメリットを最大限に生かし、市民・行政が区ごとのまちづくりをしやすくする仕組みや制度を市長・区長が一体となって構築していくこと。
- ・ 校区・区単位の地域情報（データ）に基づくまちづくりを進めること。
- ・ 区ごとの裁量による取組みを進めるために、事業に必要な予算を手当てすること。
- ・ NPO等の団体と町内会や校区自治協議会など地域組織との参画・協働による取組みを充実させていくこと。

(2) 区のコミュニティのあり方

区におけるコミュニティ活動の連携について明記すること。

【内容】

- ・ 地域コミュニティ活動団体、市民活動団体等は、お互いの活動を理解し合い、情報共有のもと役割と責任を分担し協働でまちづくりを行うことができるよう努めること。また、その信頼関係の構築を区役所が仲介して推進すること。
- ・ 行政は、区のコミュニティにおいて、多様な主体が地域の暮らしの質や豊かさを高めていくために円滑に連携していけるよう支援をすること。

【区のまちづくりへの提言】

○まちづくり懇話会への期待

区の懇話会は、住民が生活改善に関する情報を得て、互いに対話をし表現する場であるべきである。合意形成の場だけでなく、住民と行政・議会との熟議を深めることや、地域での課題解決活動に同じ立場で協力して関わっていける関係を築く場として、真の住民自治の深化に寄与することになる。そのためには、参加委員の意見だけでなく、広く地域の実情を踏まえた多様な意見を汲み上げることができる仕組みや、協議の内容によって多様な観点からの意見が出されるような柔軟な制度とする工夫が大切である。

○地域コミュニティ活動の場の整備

市はコミュニティセンターなどの身近な施設等で活動しやすいように環境を整備していく必要がある。そのうえで、区役所のまちづくり交流室などを介して様々な地域コミュニティ活動の情報や人材がつながり新たな活動に発展していく取組みを期待する。

○参画・協働のしやすい環境づくり

コミュニティセンターなどの身近な施設等で参画・協働の手法について情報を得る機会を提供したり、思わず参加したくなるような面白い「しかけ」を企画するなど、関心の低い区民も含め多くの人を巻き込んでいくための工夫が必要である。とりわけ、市民活動支援センター・あいぼーとには、各区のまちづくりを担う部署と協力・連携し、地域情報(データ)の収集により参画・協働のニーズ把握に努め、多様な主体をつないでいくことが求められる。

○本庁と区役所(まちづくり関係部署)の役割の明確化と連携の強化

市本庁は、区民との協働によるまちづくりが円滑に遂行できるよう、区の権限を明確に示したうえで、事務事業の遂行に必要な予算措置と職員の配置を行う必要がある。また、地域問題の総合性に鑑みて行政の業務遂行チームを編成して対応していくことが重要である。

○区の課題や計画を体系的に分かりやすく示す

区民生活から提起された課題を受けて、区の方針や計画が策定される場合、その過程をわかりやすく示すこと。それにより、区民は自分達で活動可能な領域を見極め、活動の実践と住民自治の推進に役立てていくべきである。

○まちづくりを担当する職員の能力向上

まちづくりを担当する職員は、積極的に地域に出向き、対話を通じて区民の気持ちに寄り添うことで地域の課題や要望、批判などを敏感にとらえ、さらには、地域資源を発掘し有効に活用しながら、区民が本当に求めているまちづくりを行っていくことが重要である。地域での現場業務等により長期的かつ計画的にまちづくりを担う職員を育てていくべきである。